

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年4月7日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 山村地域における医療課題に関する検討支援業務
- (2) 業務の概要
山村地域の医療関係者等への調査・情報提供を行い、市及び関係機関が山村地域の医療提供体制の在り方を協議・検討するための支援を行う。
- (3) 履行期限 令和9年3月26日
- (4) 提案限度額 3,795,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額200万円以上の下記の全ての業務の履行実績を有する者であること。

- ・地域医療に関する調査業務
- ・山村部を有する自治体の政策立案支援又は計画策定支援業務

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年4月7日(火)から令和8年4月20日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所福祉部地域包括ケア企画課(東庁舎1階)又は地域包括ケア企画課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年4月20日(月) 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部地域包括ケア企画課(東庁舎1階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)が確認できる書類(契約書などの写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年4月21日(火)
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年4月20日(月) 午後5時
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 令和8年4月24日(金)までに地域包括ケア企画課ホームページ又は参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面8枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本6部)。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと(表紙、目次及び本文を含むので注意すること。)

(1) 業務経歴

下記業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等)

- ・地域医療に関する調査業務
- ・山村部を有する自治体の政策立案支援又は計画策定支援業務

(2) 業務担当体制

業務総括責任者、主任担当者等の下記の履行業務実績

- ・地域医療に関する調査業務
- ・山村部を有する自治体の政策立案支援又は計画策定支援業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案及び意見

以下の項目を中心に、評価基準を参考に作成すること。

- ①調査及び分析に関する提案

- ②将来像に関する提案手法
- ③検討会の運営支援に関する提案
- ④地域・関係機関の山村地域医療への理解向上や意識醸成に向けた主体的な提案

- (5) 工程計画
- (6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年5月15日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部地域包括ケア企画課（東庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年5月21日（木） 午後2時半から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 福祉部会議室（東庁舎1階）
- (3) 備考
 - ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考を実施する。
 - ・ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能なZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（40点）
- (イ) 業務担当責任者の業務実績（50点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

- (ア) 実施方針（12点）
- (イ) 調査及び分析に関する提案（16点）
- (ウ) 将来像に関する提案手法（16点）
- (エ) 検討会の運営支援に関する提案（12点）

(オ) 工程計画 (4点)

(カ) 取組意欲 (12点)

ウ 価格 (50点) 【事務局評価】

※評価点 (500点) = ア (業務経歴 (90点)) + イ (業務実施計画 (72点) × 5人) + ウ (価格 (50点))

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。
なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50\text{点満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち「イ 業務実施計画等」の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点 (250点) に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

(5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	福祉部 部長	近藤 洋	
委員	へき地医療拠点病院	小林 真哉	(足助病院院長)
	へき地診療所	水野 麻優子	(乙ケ林診療所所長)
	総合山村室 室長	加知 直人	
	地域包括ケア企画課 課長	杉江 大介	

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和8年5月22日 (金)

(2) 契約 (予定) 日 令和8年7月 2日 (木)

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書の提出を依頼する予定

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(8) 本契約の履行結果が優良な場合、令和10年度までへき地医療に関する調査・検討・実証委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市福祉部地域包括ケア企画課（東庁舎1階）

電話 0565-34-6787（直通）

FAX 0565-34-6793

メールアドレス h-iryo@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>